

2019年11月18日

各位

国土交通省 住宅局
住宅生産課 建築環境企画室

改正建築物省エネ法に関する説明会のお知らせ

平成28年11月に「パリ協定」が発効し、日本では、2030年度のCO₂排出量を2013年度比で25%削減することが掲げられており、住宅・建築物分野においては約4割の削減を求められていることから、住宅・建築物の省エネ対策の更なる充実が喫緊の課題となっています。

そのような中、本年5月17日に公布された改正建築物省エネ法では、住宅・建築物の規模・用途ごとに、その特性を踏まえた実効性の高い総合的な省エネ対策が盛り込まれ、戸建住宅や店舗等の300m²未満の小規模住宅・建築物については、建築士から建築主への省エネ性能の説明義務制度が創設されましたので、法律の施行（令和3年4月頃を予定）に向けて確実な準備をお願いします。

これに関し、本年11月より、住宅事業者の方々を対象に、改正建築物省エネ法の 制度内容や基準の内容に関する説明会を実施します。同封の資料を必ずご確認ください、該当の説明会へご参加頂きますようお願い致します。

※同様の説明会は令和2年度においても開催予定です。

説明会の参加申し込み先

※主に300m²未満を対象とする小規模の住宅の関連事業者さまを対象としております。

⇒ 同封のオレンジ色パンフレット記載のURL、
もしくはFAX用申込用紙（別紙2）
または右QRコードよりお申し込み下さい



※300m²以上を対象とする中大規模住宅・非住宅の関連事業者さまを対象とした説明会も開催しております。

<https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/2019shoene-shosai>

本ご案内に関するお問い合わせ先

 **0120-712-175** 受付時間／平日9：00～18：00（土日・祝日を除く）

※説明会のお申し込みはこの番号では承っておりませんのでご注意下さい



建築物省エネ法が 改正されました

(令和元年5月17日公布)

- 省エネ基準への適合義務制度の対象が、300㎡以上の非住宅建築物に拡大されます
- 300㎡未満の小規模住宅・建築物について、建築士から建築主への省エネ性能に関する説明が義務づけられます

上記のほか、改正建築物省エネ法には、6ヶ月施行の措置を含め、住宅・建築物の総合的な省エネ対策が盛り込まれています。

また、改正内容に関する全国説明会を順次開催いたします。詳細はHPでご確認ください。

全国で
説明会を
開催！



国土省 改正建築物省エネ法

検索



国土交通省 住宅局 住宅生産課 建築環境企画室

【改正の概要】

	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	1 <u>適合義務制度の 対象を拡大</u> 【中規模建築物を新たに追加】	5 届出義務制度の 審査手続き合理化
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)		
小規模 (300㎡未満)		
	3 <u>建築士から建築主への説明義務制度を創設</u>	
住宅 トップランナー制度		4 <u>住宅トップランナー制度※の 対象を拡大</u> 【注文戸建・賃貸アパートを新たに追加】

※住宅を大量に供給する大手住宅事業者を対象に、目標年度を示した上で、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)の達成を誘導する制度

◆オフィスビル等に対する措置◆

- 1** **省エネ基準への適合義務制度の対象を300㎡以上の中規模建築物に拡大**
※改正前は2000㎡以上の大規模建築物が対象
※省エネ基準への適合が、建築確認や完了検査時に審査・検査されます
- 2** **性能向上計画認定制度(容積率特例制度)の対象に、複数の住宅・建築物の連携による取組みを追加**
※複数の住宅・建築物の連携により認定を取得した場合、一定の要件を満たせば、省エネ街区形成事業(補助事業)の対象となります



◆戸建住宅等に対する措置◆

- 3** **建築士から建築主に対する省エネ性能の説明義務制度を創設**
※省エネ基準への適否、(省エネ基準に適合しない場合)省エネ性能確保のための措置について説明が必要となります
※分譲住宅・賃貸住宅の売主・仲介事業者等に対して購入者・賃借人への説明を義務づけるものではありません
- 4** **住宅トップランナー制度の対象に、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者※を追加**
※改正前は建売住宅を年間150戸以上供給する事業者が対象
※対象事業者は、注文住宅は年間300戸以上、賃貸アパートは年間1,000戸以上供給する事業者とすることを予定



◆マンション等に対する措置◆

- 5** **民間審査機関による評価書を提出する場合、届出期限を着工の3日前に短縮**
※改正前は着工の21日前までに届出が必要
※民間審査機関による評価書は、住宅性能評価書等を想定



◆その他の措置◆

- 6** **地域の自然的条件等の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入**

令和元年度 改正建築物省エネ法説明会及び住宅省エネ技術講習会

開催場所・日程一覧④(甲信越・北陸・東海／関西)

地方	都道府県	市区町村	開催日	会場	受付開始	開催時間	募集人数	主催者	電話番号	FAX
甲信越・北陸・東海	長野県	長野市	2019年12月18日(水)	ホクト文化ホール(長野県県民文化会館)	13:00	13:30～16:45	受付終了	長野県住まいづくり推進協議会	026-235-0561	026-232-2588
	長野県	松本市	2020年 1月20日(月)	松本市勤労者福祉センター	13:00	13:30～16:45	200人	長野県住まいづくり推進協議会	026-235-0561	026-232-2588
	岐阜県	岐阜市	2019年12月23日(月)	ワークプラザ岐阜(岐阜県勤労福祉センター)	13:00	13:30～16:45	受付終了	広域事務局	0120-005-611	0120-062-068
	岐阜県	高山市	2020年 1月17日(金)	高山市民文化会館	13:00	13:30～16:45	240人	広域事務局	0120-005-611	0120-062-068
	岐阜県	多治見市	2020年 1月24日(金)	パロー文化ホール(多治見市文化会館)	13:00	13:30～16:45	受付終了	広域事務局	0120-005-611	0120-062-068
	岐阜県	岐阜市	2020年 1月28日(火)	ワークプラザ岐阜(岐阜県勤労福祉センター)	13:00	13:30～16:45	190人	広域事務局	0120-005-611	0120-062-068
	静岡県	静岡市	2019年12月 6日(金)	グランシップ(静岡県コンベンションアーツセンター)	13:00	13:30～16:45	受付終了	静岡県地域木造住宅生産体制強化地域協議会	0545-35-3003	0545-35-3569
	静岡県	浜松市	2019年12月18日(水)	アクトシティ浜松コングレスセンター	13:00	13:30～16:45	受付終了	静岡県地域木造住宅生産体制強化地域協議会	0545-35-3003	0545-35-3569
	静岡県	富士市	2019年12月21日(土)	ふじさんめっせ(富士市産業交流展示場)	13:00	13:30～16:45	受付終了	静岡県地域木造住宅生産体制強化地域協議会	0545-35-3003	0545-35-3569
	静岡県	浜松市	2020年 1月21日(火)	アクトシティ浜松コングレスセンター	13:00	13:30～16:45	300人	静岡県地域木造住宅生産体制強化地域協議会	0545-35-3003	0545-35-3569
	静岡県	静岡市	2020年 1月29日(水)	グランシップ(静岡県コンベンションアーツセンター)	13:00	13:30～16:45	300人	静岡県地域木造住宅生産体制強化地域協議会	0545-35-3003	0545-35-3569
	愛知県	名古屋	2019年11月19日(火)	名古屋市公会堂	13:00	13:30～16:45	1,400人	広域事務局	0120-005-611	0120-062-068
	愛知県	岡崎市	2019年12月13日(金)	岡崎市ビックセンターコンサートホール「コロネット」	13:00	13:30～16:45	400人	愛知県木造住宅生産体制強化地域協議会	052-264-4022	052-264-4041
	愛知県	名古屋	2019年12月19日(木)	名古屋市公会堂	13:00	13:30～16:45	受付終了	愛知県木造住宅生産体制強化地域協議会	052-264-4022	052-264-4041
	三重県	津市	2019年11月22日(金)	津市勤労者福祉センター(サン・ワーク津)	12:30	13:30～16:45	受付終了	三重県木造住宅生産体制強化地域協議会	059-228-4715	059-226-0679
	三重県	四日市市	2019年12月13日(金)	四日市市勤労者・市民交流センター	12:30	13:30～16:45	400人	三重県木造住宅生産体制強化地域協議会	059-228-4715	059-226-0679
	三重県	松阪市	2020年 1月30日(木)	松阪商工会議所	12:30	13:30～16:45	270人	三重県木造住宅生産体制強化地域協議会	059-228-4715	059-226-0679
	滋賀県	大津市	2019年12月 3日(火)	ピアザ淡海(県民交流センター)	13:00	13:30～16:45	180人	湖国すまい・まちづくり推進協議会	077-569-6501	077-569-6561
	滋賀県	彦根市	2019年12月12日(木)	ひこね市文化プラザ メッセホール	13:00	13:30～16:45	受付終了	湖国すまい・まちづくり推進協議会	077-569-6501	077-569-6561
	滋賀県	草津市	2020年 1月22日(水)	草津市民交流プラザ(フェリエ南草津)	13:00	13:30～16:45	受付終了	湖国すまい・まちづくり推進協議会	077-569-6501	077-569-6561
関西	滋賀県	大津市	2020年 2月 4日(火)	ピアザ淡海(県民交流センター)	13:00	13:30～16:45	180人	湖国すまい・まちづくり推進協議会	077-569-6501	077-569-6561
	京都府	京都市	2019年11月20日(水)	ロームシアター京都	12:00	13:00～16:15	650人	京都府すまいづくり協議会	075-222-1717	075-222-1700
	京都府	宇治市	2019年12月 3日(火)	宇治市文化センター	12:00	13:00～16:15	355人	京都府すまいづくり協議会	075-222-1717	075-222-1700

【送付いただくFAX番号は、開催場所・日程一覧(表の右端のFAX番号)でご確認下さい。】

改正建築物省エネ法説明会 (主に戸建住宅・小規模非住宅の関連事業者向け) 及び住宅省エネ技術講習会

下記に記載の上、FAXで開催日7日前までにお申し込み下さい。

申込日 令和 年 月 日

【希望会場情報】

都道府県名：	開催都市名：
開催日： 月 日	開催時間： ～

【参加者情報】

氏名(漢字・カタカナ)をご記入下さい。		講習修了証の発行(注)を希望されるかたは「希望」に○をお付け下さい。	
氏名	フリガナ	希望	
会社名			
資料送付先住所	フリガナ (自宅・勤務先 ※どちらかに「○」をお付け下さい。) ※勤務先の場合は、勤務先名まで記載下さい。 〒		
TEL	() -	FAX	() -
職 種	施工 ・ 現場管理 ・ 設計 ・ 営業 ・ その他 ※いずれかに○をお付け下さい。		
年齢層	19歳以下 ・ 20歳代 ・ 30歳代 ・ 40歳代 ・ 50歳代 ・ 60歳以上 ※いずれかに○をお付け下さい。		
通信欄			

※取得した個人情報は、本説明会の事務に必要な範囲以外使用しません。

※受講希望の開催日前日までにFAXまたは郵送にて受講票をお送りいたしますので、住所は正確に記載下さい。

(注)講習修了証の発行に要する費用(税込み1,000円)は講習会当日、会場にてお支払いいただきます。